

所 属	介護保険事業担当
所属長	田中 宏之
電 話	06-6489-6343

尼崎市濃厚接触者等在宅支援提供協力金の見直しについて

1 本事業の概要

尼崎市では、介護保険サービス及び障害福祉サービスを利用する高齢者及び障害者・児が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者又は陽性者に該当した場合でも、必要なサービス提供が維持・確保されることを目的に、在宅支援又は施設支援を提供する介護保険・障害福祉サービス従事者に対して、協力金を支給しています。

2 見直しの理由

本事業を立ち上げた令和2年6月においては、陽性者は入院が原則であり、在宅療養は例外的な状況でしたが、「令和3年4月に兵庫県が軽症者への療養方針を在宅療養に変更したこと」や、「コロナ禍での在宅サービスを継続する中で、感染対策が徹底・確立されたこと」、「ワクチン接種や衛生資材の行き渡りにより、感染リスクや重症化リスクが軽減されたこと」などの現在の状況を鑑み、在宅支援の協力金の考え方を施設支援の陽性者と同様に、「1日あたり」に変更するものです。

3 見直しの内容

種類	区分	現行	改正後
在宅支援	濃厚接触者	1人につき1日あたり3,000円	1日あたり3,000円
	陽性者	1人につき1日あたり12,000円	1日あたり12,000円
施設支援	陽性者	1日あたり12,000円	1日あたり12,000円(変更なし)

4 制度変更日

令和4年8月1日

※ 令和4年8月サービス提供分から新基準で実施します。

5 関係事業所への周知

市ホームページへの掲載及び関係事業所への通知文の送付を行います。

6 問い合わせ先について

▼介護保険サービス業務での当該見直しに関すること

介護保険事業担当（課長：田中 宏之）電話：06-6489-6343

▼障害福祉サービス業務での当該見直しに関すること

障害福祉政策担当（課長：山崎 健太）電話：06-6489-6577

以 上